

## いしかわの森づくり税(仮称)案の概要

項目	内 容																		
課税方式	県民税均等割の超過課税																		
納税義務者	(個人) 県内に住所等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等																		
税率	(個人) 年額500円(現行の個人県民税均等割額1,000円に上乗せ) (法人) 現行の均等割税率の5%相当額(現行の法人県民税均等割額に上乗せ)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額の区分</th> <th>現行均等割税率</th> <th>5%相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額の区分	現行均等割税率	5%相当額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	10億円超50億円以下	年額 540,000円	27,000円	1億円超10億円以下	年額 130,000円	6,500円	1千万円超1億円以下	年額 50,000円	2,500円	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円
資本金等の額の区分	現行均等割税率	5%相当額																	
50億円超	年額 800,000円	40,000円																	
10億円超50億円以下	年額 540,000円	27,000円																	
1億円超10億円以下	年額 130,000円	6,500円																	
1千万円超1億円以下	年額 50,000円	2,500円																	
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円																	
徴収方法	<p>現行の県民税均等割の納税方法による。</p> <p>(個人) 給与所得者:雇用主が給与から特別徴収して市町へ納入 個人事業者等:市町が納税通知書により普通徴収</p> <p>(法人) 県に対して申告納付</p> <pre> graph TD     subgraph Individual [ ]         direction TB         A[事業所得者] --&gt; B[給与所得者]         B --&gt; C[雇用主]         C --&gt; D[市町]         C --&gt; E[特別徴収]         E --&gt; D     end     subgraph Corporation [ ]         direction TB         F[法人] --&gt; G[申告納付]         G --&gt; H[県]     end     D --&gt; I[払込]     H --&gt; I </pre>																		
税収規模	年 3.6億円程度 (平年度ベース)																		
使途を明確にする仕組	新たに基金を設置し、税収の使いみちが明らかになるよう管理を行う。																		
税収使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の公益的機能を高めるための手入れ不足人工林の整備</li> <li>・竹の侵入等で荒廃が進む里山林の保全</li> <li>・県民理解の醸成及びボランティア活動の推進</li> </ul>																		
実施期間	5年間 (税導入の効果等を総合的に検証し、見直しを検討する。)																		

# いしかわの森づくり税(仮称)の税率案について

## 1 税率設定に当たっての基本的な考え方

今後の森林整備のあり方に基づいて実施する事業規模、県民の負担感及び森林の公益的機能から受ける受益等を考慮して税率（県民税均等割に上乗せする額）を検討する。

## 2 税率の検討

### (1) 個人県民税均等割の税率について

現在の個人県民税均等割の税率は1,000円と定められている。個人県民税均等割は、担税力のある人が等しい額によって公平に負担するもので、住民にとって身近な行政サービスに対する会費的性格を持つものであり、広く負担を求めるため、対象範囲は広く、税率は低く定められている。

このため、森づくりのための税を導入している先行県では次のような定額による税率を採用している。

税率	導入県
300円	2県（鳥取県、神奈川県）
400円	1県（静岡県）
500円	12県
800円	2県（兵庫県、滋賀県）
1,000円	2県（福島県、岩手県）

(注)上記のほか、神奈川県では個人県民税所得割にも0.025%を超過課税している。

### (2) 法人県民税均等割の税率について

現在の法人県民税均等割の税率は2万円から80万円まで資本金等の額に応じた税率が定められている。これは法人によって資本金等の多寡により担税力に差があり、中小法人等に対する負担軽減を図る必要があることを考慮したためである。

また、森林の公益的機能から受ける受益の規模を客観的に反映させるため、超過課税の税率に定率を採用している県が多くなっている。

森づくりのための税を導入している先行県では次のような定率による税率を採用している。

税率	導入県
3%相当額（600円～24,000円）	1県（鳥取県）
5%相当額（1,000円～40,000円）	12県
10%相当額（2,000円～80,000円）	3県（福島県、兵庫県、岩手県）
11%相当額（2,200円～88,000円）	1県（滋賀県）

(注)上記のほか、高知県は定額500円を超過課税している。

### (3) 税収見込額（試算）について

先行県で導入されている超過税率を当てはめると次のようになる。

個人県民税均等割		法人県民税均等割		合計
税率	税収見込額	税率	税収見込額	
300 円	160 百万円	3 %相当額	56 百万円	216 百万円
500 円	267 百万円	5 %相当額	93 百万円	360 百万円
1,000 円	534 百万円	10 %相当額	186 百万円	720 百万円

### (4) 検討結果

- ・森林からの恩恵を受けている県民に対して、薄く幅広く負担を求めるものであること。
- ・現行制度上、県民税均等割の税率における個人と法人の負担水準の差、法人間における資本金等の額による負担水準の差が設けられている趣旨を反映した制度設計であること。
- ・今後の森林整備のあり方に基づいて実施する事業規模に概ね見合うこと。
- ・先行県では、19 県中 11 県において、個人県民税 500 円、法人県民税 5 %としていること。

以上のことから、下記の税率案が適当と考えられる。

### 【 税率案 】

個人：年額 500 円

法人：現行の均等割税率の 5 %相当額

資本金等の額の区分	現行均等割税率	5 %相当額
50 億円超	年額 800,000 円	40,000 円
10 億円超 50 億円以下	年額 540,000 円	27,000 円
1 億円超 10 億円以下	年額 130,000 円	6,500 円
1 千万円超 1 億円以下	年額 50,000 円	2,500 円
1 千万円以下	年額 20,000 円	1,000 円

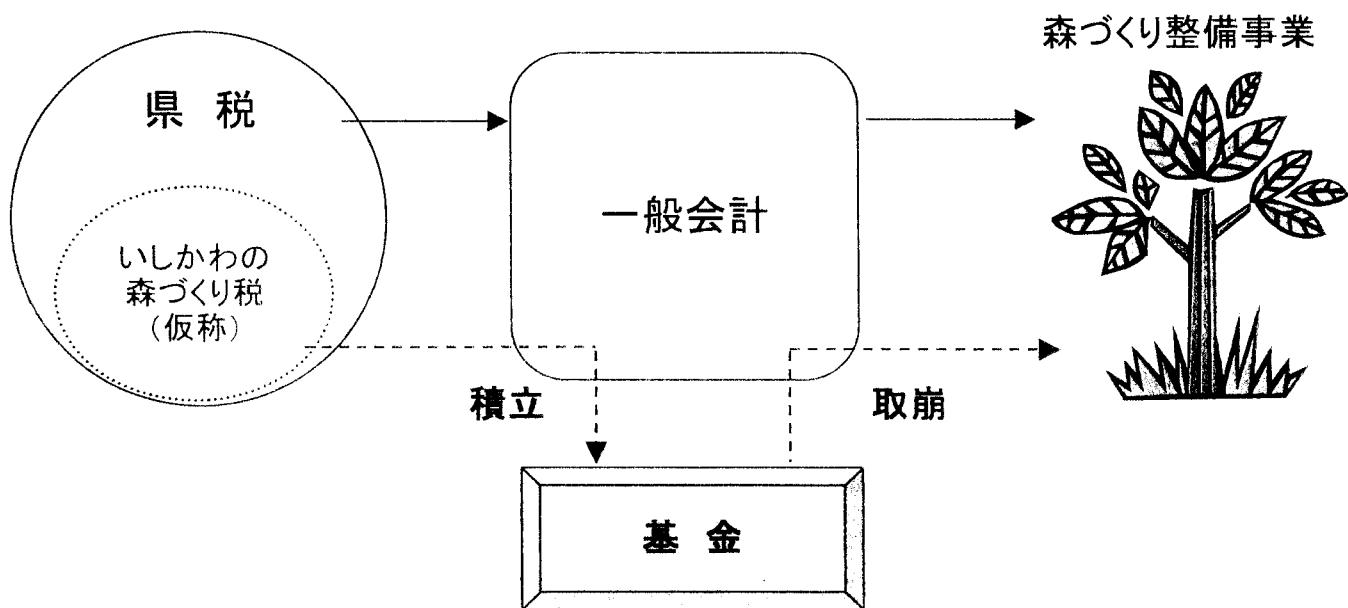
※税収規模 年 3. 6 億円程度(平年度ベース)

## 使途を明確にするための方策について

### 「いしかわの森づくり基金(仮称)」の創設

県民税均等割は普通税であるため、その超過課税である「いしかわの森づくり税(仮称)」は、使途が特定されておらず、そのままでは他の普通税の税収と区分されない。

このため、「いしかわの森づくり税(仮称)」による税収が、森づくり整備事業に直接使われることを明確にするために、基金を創設し、他の財源と区分して管理する。



## 県民税の概要

個人県民税  住所を有し、かつ一定の所得を有する個人に対する課税	均等割	<p>一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの</p> <p>行政サービスを受ける対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担する会費としての性格を有する。</p> <p><b>年額 1,000円</b></p> <p>(参考)このほか市町村民税均等割 3,000円</p> <p><b>【非課税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活保護受給者</li> <li>②障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年所得125万円以下の者</li> <li>③前年所得が市町税条例で定める一定金額以下の者 (例:金沢市) 独身:32万円、夫婦・子2人:147万円</li> </ul>												
	所得割	<p>納稅義務者の担税力に応じた税額の負担を求めるもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">H19.3.31まで</td> <td style="text-align: center;">H19.4.1から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>課税所得金額</b></td> <td style="text-align: center;"><b>税率</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円超の金額</td> <td style="text-align: center;">3%</td> </tr> </table>	H19.3.31まで	H19.4.1から	<b>課税所得金額</b>	<b>税率</b>	700万円以下の金額	2%	700万円超の金額	3%				
H19.3.31まで	H19.4.1から													
<b>課税所得金額</b>	<b>税率</b>													
700万円以下の金額	2%													
700万円超の金額	3%													
法人県民税  都道府県内に事務所を有する法人に対する課税	均等割	<p>所得にかかわらず資本金等の額に応じ定額の負担を求めるもの</p> <p>行政サービスを受ける対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担する会費としての性格を有する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>法人等の区分(資本金等の額)</b></td> <td style="text-align: center;"><b>税率</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50億円超</td> <td style="text-align: center;">年80万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10億円超50億円以下</td> <td style="text-align: center;">年54万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1億円超10億円以下</td> <td style="text-align: center;">年13万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1千万円超1億円以下</td> <td style="text-align: center;">年5万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1千万円以下</td> <td style="text-align: center;">年2万円</td> </tr> </table>	<b>法人等の区分(資本金等の額)</b>	<b>税率</b>	50億円超	年80万円	10億円超50億円以下	年54万円	1億円超10億円以下	年13万円	1千万円超1億円以下	年5万円	1千万円以下	年2万円
<b>法人等の区分(資本金等の額)</b>	<b>税率</b>													
50億円超	年80万円													
10億円超50億円以下	年54万円													
1億円超10億円以下	年13万円													
1千万円超1億円以下	年5万円													
1千万円以下	年2万円													
法人税割	<p>納稅義務者の担税力に応じた税額の負担を求めるもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>法人等の区分(法人税額等)</b></td> <td style="text-align: center;"><b>税率</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の法人</td> <td style="text-align: center;">5.8%</td> </tr> </table>	<b>法人等の区分(法人税額等)</b>	<b>税率</b>	資本金が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下である法人	5%	上記以外の法人	5.8%							
<b>法人等の区分(法人税額等)</b>	<b>税率</b>													
資本金が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下である法人	5%													
上記以外の法人	5.8%													

## 税の基礎知識

### 【超過課税】

法定税のうち、地方税法において「通常よるべき税率」として標準税率が定められているものについては、財政上その他の必要がある場合には、地方団体は、この標準税率を超える税率（超過税率）を条例で定めて課税することができる。こうした課税の制度を「超過課税」という。

なお、超過課税の税率は、制限税率を超えることはできない。

### 【税の基本用語】

**税率** 税額を算出するために課税標準に対して適用される比率。普通は百分比であるが、一定金額の場合もある。

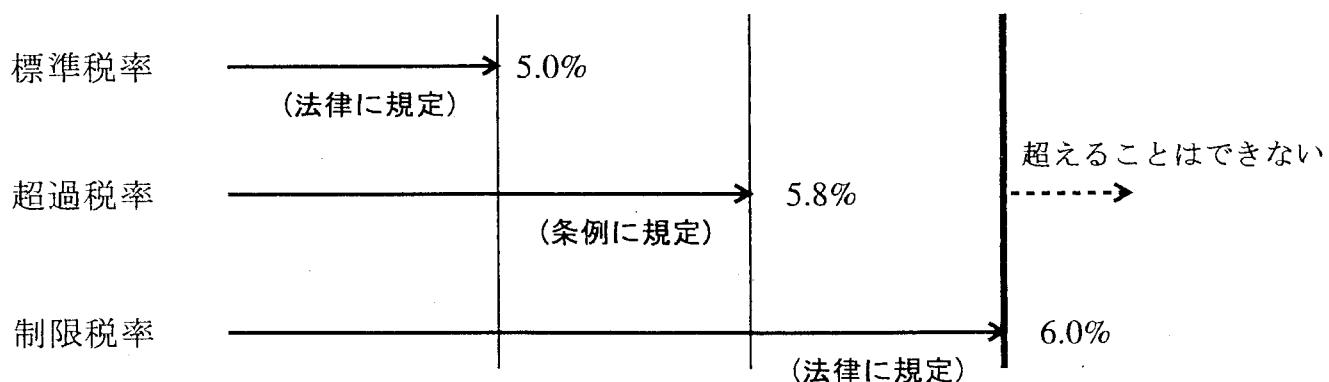
- ・標準税率 地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている税率。財政上その他の必要があると認める場合は、これによることを要しない。

- ・超過税率 地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率（標準税率）を超えて定めた税率

- ・制限税率 地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして地方税法に規定されている税率

\* 個人県民税均等割及び法人県民税均等割には、制限税率は規定されていない。

(例) 法人県民税法人税割（石川県）



## 他県における森づくりのための税の状況について

H18.9.1現在

都道府県名	名称	課税方式	施行時期	実施期間	税率(税額)	税収見込額	使途を明確にするための方策
1 高知県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H15.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：年額500円	1.4億円	高知県森林環境保全基金
2 岡山県	おかやま森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H16.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	4.5億円	おかやま森づくり県民基金
3 鳥取県	森林環境保全税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	3年間	個人県民税：年額300円 法人県民税：均等割額の3%相当額	1億円	鳥取県森林環境保全基金
4 座尾島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.4億円	税収使途を明確にするための方策を講じる
5 鳥取県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	1.9億円	水と緑の森づくり基金
6 美濃県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.2億円	森林環境保全基金
7 山口県	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.8億円	税収使途を明確にするための方策を講じる
8 熊本県	水とみどりの森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	4.2億円	水とみどりの森づくり基金
9 福島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：1,000円 法人県民税：均等割額の10%相当額	10億円	福島県森林環境基金
10 奈良県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3億円	奈良県森林環境保全基金
11 兵庫県	県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：800円 法人県民税：均等割額の10%相当額	21億円	県民緑基金
12 大分県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2.9億円	大分県森林環境保全基金
14 滋賀県	琵琶湖森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：800円 法人県民税：均等割額の11%相当額	6億円	滋賀県琵琶湖森林づくり基金
13 岩手県	いわての森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：1,000円 法人県民税：均等割額の10%相当額	7.1億円	いわての森林づくり基金
15 静岡県	もりづくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：400円 法人県民税：均等割額の5%相当額	8.4億円	静岡県森の力再生基金
16 宮崎県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2.8億円	宮崎県森林環境税基金
17 神奈川県	かながわ水源環境保全税	個人県民税均等割、所得割の超過課税	H19.4.1	5年間	個人県民税均等割：300円 個人県民税所持割：(4.025%)	38億円	神奈川県水源環境保全・再生基金
18 和歌山县	紀の国森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H19.4.1	5年間	個人県民税：500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2.6億円	紀の国森づくり基金
19 富山県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H19.4.1	5年間	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3.3億円	富山県水と緑の森づくり基金